飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一特定飼料等の種類の欄、別表第二特定飼料等の種類の欄及び別表第三特定飼料等の種類の欄中「、セデカマイシン」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。